

令和7年度

長野県民交通災害共済

通院2日で

2万円!

入院10日で

10万円!



加入募集

まさか! にそなえて 今年度もわたしたちの市の交通災害共済に加入しましょう。



この共済は、市民の生活の安定と福祉の増進に寄与するため、県内15市が共同で行っている事業で、会員の方が思いがけず交通事故にあわれた時に、皆さんの会費の中から見舞金をお支払いする助け合いの制度です。

※会員本人に対する見舞金であり、事故の相手の損害を補償する損害賠償保険ではありません。



年会費は400円で、交通事故による実通院2日から見舞金が受け取れます。/

年会費

1人 **400**円

共済見舞金

2万円(実通院2日) ~ / **10**万円(入院10日) ~ / **100**万円(死亡)

加入申込方法

加入
資格

- ①組織市にお住まいの方ならどなたでも (外国人の方は、かつ住民登録のある方)
- ②組織市にお住まいの方の被扶養者で、就学のため組織市外にお住まいの方 (大学生など)

会員の
期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※4月以降も随時加入できます。その場合は、会費納入の翌日から令和8年3月31日までです。
(会員の期間の開始前に死亡した場合、重複して会費を納入した場合等は、当該期間内において会費の還付請求ができます。)

申込
方法

お住まいの市でお申込みください。

中野市の申込方法

- 1 お申込みいただける方
 - ①中野市に居住する方
 - ②被扶養者で就学のため市外に居住している方
- 2 お申込みの方法
 - ①申込み用紙(2枚複写式)は、切り離さずにボールペンで必要事項を記入してください。
 - ②会費を添えて組(班)長様または市役所生活環境課生活交通安全係、豊田庁舎市民課豊田窓口係へ提出してください。

★ご注意ください★

次のいずれかに該当される方は、市が年会費を負担しますので、申込みは不要です。

- ①0歳から中学3年生までのお子様 (平成22年4月2日以降に生まれた方) ※
- ②身体障害者手帳の1級または2級をお持ちの方
- ③療育手帳をお持ちの方
- ④精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

※現在中学3年生(令和6年度で義務教育終了)の方は、令和7年度から各世帯での一般加入(会費400円)の申請が必要となります。

お問い
合わせ先

中野市役所 生活環境課 生活交通安全係 電話 22-2111(内線 238)

豊田庁舎市民課 豊田窓口係 電話 38-3111

組織市
(15市)

松本市・上田市・岡谷市・飯田市・須坂市・小諸市・伊那市・駒ヶ根市・中野市・大町市・飯山市・茅野市・塩尻市・佐久市・千曲市



みんなで加入
みんなが安心

長野県民交通災害共済組合

交通事故に
あったら

万一交通事故にあわれたら、すぐに警察に届け出ましょう。

(道路交通法の規定により報告をする義務があります。自転車の単独事故など軽微な事故でも警察に届け出ましょう。)



どんな事故が対象？

対象となる交通事故

日本国内で発生した次のもの

- 自動車、バイク、自転車等による衝突、転落、接触等の交通事故
(道路上を運行中の事故に限ります。)
 - 電車、航空機及び船舶による事故
(運行中、航行中の事故に限ります。)
 - 車いす、電動車いすの転倒等の事故
(身体障害者手帳所持者、65歳以上の方が道路上で使用中の事故に限ります。)
- ※運行中とは、車両が動いている状態をいいます。

例えば

- ・横断歩道を歩行中に車にひかれた。
- ・車を運転中に他車と出会い頭の衝突をした。
- ・自転車で道路を走行中にバランスを崩して転倒した。
- ・電車乗車中に電車の急停止により転倒した。
- ・電動車いすで走行中に道路脇の側溝に転落した。

対象とならない事故の例

- 歩行中の単独事故(歩行中、石につまずき転倒した等)
- 歩行者同士の事故
- 歩行者が停車中の車両に接触しけがをした場合
- 自転車やバイクを押して歩行中の単独事故
- 停車中の車両からの乗降の際に転倒しけがをした場合
- 車両のドアや窓に手足等を挟んでけがをした場合
- 停車中の車両内でけがをした場合(車両の床が濡れていたため滑って転倒した等)
- 車両の運行に起因しないけがをした場合(運行中の車両内でケンカしけがをした等)
- 一般の人や車両の通行が認められていない場所における事故(家の敷地内、田畑、個人契約の月極駐車場等)

支給制限となる交通事故

●見舞金を支給しない場合

- ・会員または見舞金受取人による故意の事故
- ・地震、噴火、洪水その他天災による事故
- ・無免許運転による事故(同乗者含む)
- ・酒気を帯びての運転による事故(同乗者含む)
- ・統合失調症・てんかん・認知症等で医師から運転を止められている状態での運転による事故(同乗者含む)
- ・麻薬等の薬物使用時の運転による事故(同乗者含む)
- ・犯罪行為中の事故(同乗者含む)

●減額(50%)支給の場合

- ・速度違反 ・居眠り運転 ・信号無視
- ・はみ出し禁止の道路標示を越えた事故
- ・路上横臥 ・軌道内進入 ・携帯電話使用
- ・無灯火 ・ヘルメット及びシートベルト等非着用
- ・自転車及び原動機付自転車の二人乗り
- ・警報機または遮断機が作動中の踏切への進入
- ・その他受傷者側に重大な過失があった場合(一時停止無視等)

見舞金請求方法等

○請求にあたっては、まずお住まいの市の担当窓口にお問い合わせください。

請求期間

見舞金は、交通事故による災害を受けた日から起算して2年以内に請求してください。

2年を経過した場合は請求できませんのでご注意ください。

〈請求に必要な書類等〉

- ☐ 会員証兼領収書(事故日の当該年度のもの)
※手元がない場合は、市担当窓口へお問い合わせください。
- ☐ 見舞金請求書
※用紙は市担当窓口にあります。
- ☐ 交通事故証明書(受傷者の氏名が記載されているもの)
※入手できない場合でも、交通事故申立書により見舞金の請求ができる場合があります。市担当窓口へご相談ください。
- ☐ 医師の診断書(入院日のわかるもの)
※診断書の取得には多額の費用がかかる場合がありますので、市担当窓口で確認後に取得するようにしてください。
※診断書に入院日の日付が全て記載されていない場合は、診療報酬明細書等の書類が必要となります。
- ☐ 見舞金受取人名義の振込口座のわかるもの
- ☐ その他組合長の指定する書類

〈見舞金一覧表〉

等級	交通事故による災害の程度	見舞金
1級	死亡	1,000,000円
2級	入院日数 60日以上	300,000円
3級	// 30日 //	200,000円
4級	// 10日 //	100,000円
5級	入院通院の実治療日数60日以上	80,000円
6級	// 50日～59日 //	70,000円
7級	// 40日～49日 //	60,000円
8級	// 30日～39日 //	50,000円
9級	// 20日～29日 //	40,000円
10級	// 10日～19日 //	30,000円
11級	// 5日～9日 //	25,000円
12級	// 2日～4日 //	20,000円
障がい見舞金	身障(1級)の障がい	400,000円
	身障(2級)及び精神(1級)の障がい	300,000円
	身障(3級)の障がい	200,000円
遺児見舞金	遺児1人につき	300,000円

■交通事故申立書の場合

共済見舞金2級から7級は8級50,000円となり、共済見舞金1級及び障がい見舞金は半額となります。

- 死亡とは、交通事故による災害を受けた日から起算して1年以内にその事故が直接の原因で死亡することをいいます。
- 見舞金の対象となる日数は、交通事故による災害を受けた日から起算して1年以内の入院及び通院の実治療日数です。なお、同じ日に複数の医療機関に入院通院しても1日とします。
- 2級から4級は、入院(10日以上)がなければ該当しません。
- 1級から12級で複数等級該当する場合は、見舞金額が高い方の等級となります。
- あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師による施術は、医師の指示(同意ではありません。)による場合のみ、見舞金の対象となります。
- カイロプラクティック・整体は見舞金の対象外です。
- 遺児は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいいます。

令和5年度の組合の状況

組合組織市人口	会員数	会費	見舞金支払件数	見舞金支払額
1,083,035人	554,770人	183,810,700円	1,538件	97,587,500円



詳しくはこちら ➡ <https://www.cheering-nagano.jp/koutsu/>

長野県民交通災害共済